

資料3

(案)

平成24年9月13日
船員保険制度に関する懇談会

船員保険福祉センターの取扱いについて

- 1 旧社会保険庁廃止後の船員保険福祉施設の在り方については、平成18年4月以降、同庁の船員保険事業運営懇談会において議論が行われた。
その結果、船員保険福祉センターについては、平成20年1月21日の懇談会において「経過観察施設」に分類され、さらに、平成21年12月17日の懇談会において、「経過観察期間終了後の福祉センターの取扱いについては、厚生労働省保険局において、今後2年間の各施設の船員利用及び一般利用の状況、收支状況等を踏まえ、船員保険関係者の意見を十分に聞いた上で、存続施設又は廃止施設への分類を行う。なお、経過観察期間は最長3年間であることを踏まえ、遅くとも平成24年前半には存続・廃止の分類に係る船員保険関係者間の合意形成を計り、平成24年内に国有財産処理のために必要とされる諸手続を完了する。」との施設検討小委員会における取りまとめが了承された。
- 2 これを受けて、船員保険福祉センターについては、平成22年1月以降、最長3年間、国が普通財産として保有し、特別的に有償貸付された。
- 3 今般、厚生労働省保険局の船員保険制度に関する懇談会において、平成25年1月以降の船員保険福祉センターの取扱いについて、議論を行った。議論の過程では、
 - (1) 船員保険福祉の重要性については、被保険者側及び船舶所有者側の双方から全面的な賛意が示された。また、効率的な福祉事業の実施という方向性についても、双方の意見が一致した。
・船員労働の特殊性を踏まえると、收支バランスのみに着目し、すべての船員保険福祉センターを廃止することには反対との被保険者側の意見
 - (2) 他方、船員保険福祉センターの取扱いに関しては、概ね、
・船員保険の特殊性を踏まえると、收支バランスのみに着目し、すべての船員保険福祉センターを廃止することには反対との被保険者側の意見
・船員保険関係者の利用実態と費用対効果から考えて、一旦廃止してより多くの被保険者が利用できる福祉事業に向かうべきとの船舶所有者側の意見に分かれた。

4 本懇談会では、これまでの議論や船員保険福祉センターの経過観察期間が平成24年で終了すること等を総合的に考慮し、平成25年1月以降の船員保険福祉センターの取扱い及び開運する船員保険福祉事業の方向性については、以下とのおり取り扱うべきであると考える。

- ① 船員保険福祉センターについては、費用対効果や収支状況、施設の老朽化等を考慮すると、効率的な事業実施が困難な側面はあるものの、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の重要性という観点にかんがみ、4か所のうち、国際海運拠点港である神戸に設置され、また、4センターの中において、利用人数並びに収支状況も良好と認められるとともに、今後の施設整備費用も勘案し、神戸福祉センターについては、船員保険福祉センターとしての存続に向けた売却手続きを進めることとし、他の3か所の船員保険福祉センターについては、平成24年をもって廃止する。
※ 民間への売却に際しては、財務省との事前協議が必要となる。
- ② また、時代背景や船員ニーズの変化等を踏まえ、より多くの船員保険関係者が利用可能な「新たな福祉事業」の創設についても将来課題として検討を進める。「新たな福祉事業」の具体的な内容、実施時期等については、今後、全国健康保険協会において被保険者及び船舶所有者の意見を聞きながら検討を進める。